

3 親事業者の義務

親事業者には次の4つの義務が課せられています。

義務	概要
① 書面の交付義務	製造委託等をした場合は直ちに3条書面を交付すること。
② 支払期日を定める義務	下請代金の支払期日を給付の受領後60日以内に定めること。
③ 書類の作成・保存義務	下請取引の内容を記載した書類を作成し2年間保存すること。
④ 遅延利息の支払義務	支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと。

1 書面の交付義務（第3条）

（1）原則的な3条書面の交付方法

親事業者は、製造委託等をした場合は、直ちに、下記の具体的な必要記載事項を全て記載した書面（3条書面）を下請事業者に交付しなければなりません。

○3条書面の様式自体は問いませんが、定められた事項を全て明確に記載しなければ書面の交付義務を満したことになるません。

○3条書面に記載すべき具体的な必要記載事項は、次のとおりです。

- ① 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）（※1）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日（※2）
- ③ 下請事業者の給付の内容（役務提供委託の場合は、提供される役務の内容）（※3）
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）（※4）
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所（役務提供委託の場合は、役務が提供される場所）（※5）
- ⑥ 下請事業者の給付の内容（役務提供委託の場合は、提供される役務の内容）について検査をする場合は、その検査を完了する期日（※6）
- ⑦ 下請代金の額（※7）
- ⑧ 下請代金の支払期日（※8）
- ⑨ 下請代金の全部又は一部の支払につき、手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期
- ⑩ 下請代金の全部又は一部の支払につき、一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払を受けることができることとする額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 下請代金の全部又は一部の支払につき、電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び

電子記録債権の満期日

- ⑫ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日及び決済方法

<3条書面サンプル> (※は前記の具体的な必要記載事項に対応しています。)

注文書				
〇〇株式会社 殿※1		令和2年〇月〇日※2		
△△株式会社※1				
品名及び規格・仕様等※3 (注) 注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する。仕様書、図面、検査基準等を別に交付している場合は、そのことを付記する。				
納期※4 令和2年×月×日		納入場所※5 弊社本社△△課		検査完了期日※6 令和2年×月××日
数量(単位:個) 100個	単価 1,000円	代金※7 100,000円	支払期日※8 令和2年××月×日	支払方法 全額現金払(口座振込による。)
○ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。				

○下請事業者の給付の内容の記載

「下請事業者の給付の内容」とは、下請事業者から提供されるべき物品等及び情報成果物(役務提供委託の場合は、下請事業者から提供されるべき役務)であり、3条書面には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要があります。

○一定期間共通である事項(共通事項)がある場合の書面の交付方法

必要記載事項のうち一定期間共通である事項(例:支払方法、検査期間等)がある場合には、あらかじめこれらの事項を書面により通知することで、発注の都度交付する書面に記載することが不要となります。ただし、この場合には、3条書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記しなければなりません。また、通知した書面には、当該書面が有効である期間を明記する必要があり、新たな通知が行われるまでの間は有効とする場合には、通知した書面に、新たな通知が行われるまでの間は有効である旨明記する必要があります。

☆ 知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合

主に、情報成果物の作成委託に係る作成過程を通じて、委託した情報成果物に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合があります。この場合において、親事業者が、情報成果物を提供させるとともに、作成の目的たる使用の範囲(例：放送番組の作成委託における一次的放送権の許諾)を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、親事業者は、3条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」の一部として、下請事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要があります。また、その場合には、下請事業者の給付の内容に知的財産権が含まれることとなるので、下請代金には、知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を加える必要があります。

(2) 「算定方法」による下請代金の額の記載

3条書面には、原則として下請代金の額を具体的な金額で記載しなければなりません。が、「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合」には、下請代金の額として「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を記載することが認められています。ただし、算定方法は、下請代金の額の算定根拠となる事項が確定すれば、具体的な金額が自動的に確定するものでなければなりません。算定方法を定めた書面と3条書面が別のものである場合においては、これらの書面の相互の関連性（関連付け）を明らかにしておくことが必要です。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者に当該金額を通知する必要があります。

<具体例>

原材料費等が外的な要因により変動し、これに連動して下請代金の額が変動する場合

工賃〇〇円+原材料A金属を下請事業者が調達した時点〇月〇日のA金属★★市場の終値×調達したA金属の量+一般管理費（一般管理費を除いた合計×〇〇%）

○電磁的方法による提供（電子受発注）

前記「具体的な必要記載事項」の項目を、下請事業者の承諾を得て、書面に代えて電子メール等の電磁的方法で提供することができます。

(3) 例外的な3条書面の交付方法

3条書面の必要記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」事項がある場合には、当該事項を記載せずに下請事業者に書面（当初書面）を交付することが認められています。ただし、この場合には、記載しなかった事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付しなければなりません。

☆ その内容が定められない正当な理由

「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合をいいます。

例えば、①ソフトウェアの作成委託において、委託した時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、下請事業者に対する正確な委託内容を決定することができない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」などが定まっていない場合、②放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合などがその例です。

一方、例えば、ユーザーとの取引価格が決定していないなど下請代金の額を決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を3条書面に記載することが可能である場合には、下請代金の額について「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」とはいえません。

○仮単価による発注

下請代金の額として、単価を定められないことについて正当な理由がある場合には、その単価を記載せずに当初書面を交付することが認められ、**正式な単価でないことを明示した上で具体的な仮単価を記載したり、「0円」と表記したりすることも認められます。**

ただし、このような場合には、「単価が定められない理由」と「単価を定めることとなる予定期日」を記載し、単価が決定した後は直ちに**補充書面を交付しなければなりません。**

(4) 一括決済方式

一括決済方式は、その導入のされ方、運用のされ方いかんによっては、下請事業者の取引先金融機関の選択の幅が狭められたり、下請代金の支払条件が下請事業者にとって不利に変更されたりする等下請事業者が不利益を受けるおそれがあります。そこで公正

取引委員会では、一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合において、

- ① 下請代金の「支払期日」は、下請事業者が金融機関から下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする期間の始期とする。
- ② 下請事業者が金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の全額について貸付け又は支払を受けることができないときは、下請代金の支払遅延の禁止の規定に違反するものとして扱う。
- ③ 不当に、下請事業者に対し、一括決済方式による下請代金の支払に応じることを強制し、又は一括決済方式による下請代金の支払に応じないことを理由として取引の条件又は実施について不利な取扱いをするときは、独占禁止法第 19 条（不正な取引方法の禁止）の規定に違反するおそれがあるものとして扱う。

などの運用を行うこととしています（昭和 60 年 12 月 25 日事務局長通達第 13 号）。

2 支払期日を定める義務（第 2 条の 2）

親事業者は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、**受領日**（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から**起算して 60 日以内**（受領日を算入する。）のできる限り短い期間内で、下請代金の**支払期日を定める義務**があります。

○下請代金の支払期日の決め方は、原則として次の①により定めることになっていますが、定めなかった場合は、強制的に②又は③のとおり**の支払期日が設定されるので注意**してください。

- ① 受領日（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して 60 日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
- ② 支払期日を定めなかったときは、受領日（同）
- ③ 受領日（同）から起算して 60 日を超えて支払期日を定めたときは、受領日から起算して 60 日を経過した日の前日

3 書類の作成・保存義務（第 5 条）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請法第 5 条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則（5 条規則）で定めるところにより、以下の「具体的な必要記載事項」について記載した書類（5 条書類）を作成し、これを**2 年間保存**しなければなりません。

○ 5条書類の具体的な必要記載事項は、次のとおりです。

- ① 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容（役務提供委託の場合は、役務の提供の内容）
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日又は期間）
- ⑥ 下請事業者の給付の内容（役務提供委託の場合は、提供される役務の内容）について、検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
- ⑧ 下請代金の額（下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後定まった下請代金の額を記載しなければなりません。また、算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければなりません。）
- ⑨ 下請代金の支払期日
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 下請代金の支払につき一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 下請代金の支払につき電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

○ 電磁的記録の作成・保存

5条書類の必要記載事項は、電磁的記録で作成し、保存することが認められています（「電磁的方法による発注・取引記録の保存」）。

○ 5条書類の作成・保存に当たっての留意事項

5条書類の必要記載事項を、それぞれ別の書類又は電磁的記録に記載又は記録をする場合には、その相互の関係を明らかにしなければなりません。また、当該事項の記載又は記録は、それぞれの事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときに、速やかに行わなければなりません。さらに、当該事項を書類に記載する場合には、下請事業者別に記載しなければなりません。

4 遅延利息の支払義務（第4条の2）

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、受領日（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務があります。

○ 下請取引の性格からみて、親事業者と下請事業者との間で自主的に遅延利息を約定することが困難であるとみられたので、下請事業者の利益を保護するためこの規定が設けられました。

支払遅延は下請法に違反する行為であり、遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよいという趣旨ではありません。

